



長時間労働に繋がる商慣行に関するWEB調査 結果概要と今後の対応

平成31年2月1日
中小企業庁

1. 長時間労働に繋がる商慣行に関するWEB調査結果の概要

- 本WGの議論など、長時間労働に繋がる商慣行として「繁忙期対応」と「短納期対応」が挙げられており、今回その背景にある実態の把握を目的に緊急調査を実施。
- 中小企業7,642社に対して、回答があった企業は2,537社（回答率33%）。
- なお、現在実施中の「年次取引実態調査（6万社対象）」や「下請Gメンヒア」でも「働き方改革」の取引上の課題等を調査中。

調査対象 中小企業7,642社（民間調査会社が保有するモニター企業より選定） <回答企業数の詳細>

調査期間 2018年12月3日～12月13日

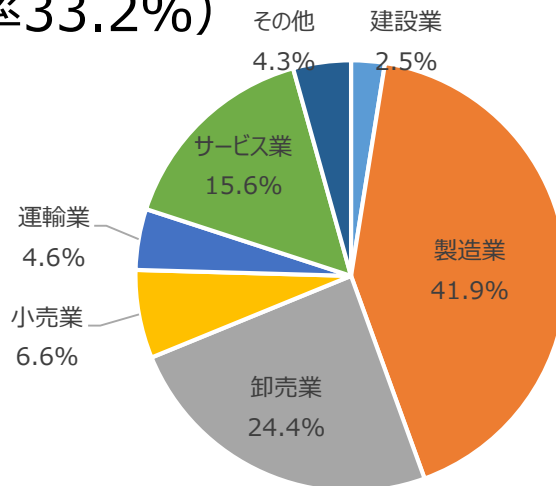
調査方法 Webによるアンケート

回答企業数 2,537社（回答率33.2%）

調査内容

「繁忙期対応」、「短納期受注」に対して、

- ①発生状況、②主要取引先、
- ③理由、④平均残業時間 等



大分類	細分類	件数
建設業	建設業	64
製造業	食料品製造業	118
	繊維産業	55
	紙・紙加工品産業	36
	印刷産業	72
	石油・化学産業	51
	鉄鋼業	50
	素形材産業	25
	機械製造業	127
	半導体・半導体製造装置産業	15
	電気・情報通信機器産業	89
	自動車産業	83
	その他製造業	343
サービス業	情報サービス産業	120
	広告業	24
	技術サービス産業	55
	その他サービス業	198
運輸業	トラック運送業・倉庫業	116
卸売業	卸売業	618
小売業	小売業	168
その他	その他	110
総計		2,537

2. 繁忙期の発生状況と要因

- 繁忙期は約7割の企業で発生し、建設業、食料品製造業、紙・紙加工品産業、印刷産業、トラック運送業・倉庫業では8割超。
- 繁忙期の主要取引先は大半の業種で同業種であるとの回答が多い。一方、食料品製造業、紙・紙加工品産業、卸売業、素形材産業、技術サービス産業※で、他業種が主要取引先と回答。
- 発生要因として、「問題のある受発注方法の常態化」や「年末・年度末集中」といった課題が挙げられる。

※技術サービス産業で繁忙期が発生する取引品目：調査、設計、測量、コンサルティング、補償調査、地質調査、環境調査、建築設備図面

<繁忙期の発生割合と主要取引先>

業種	繁忙期の発生割合	繁忙期の主要取引先※
全体	71%	
建設業	93%	行政
食料品製造業	89%	小売業、卸売業
紙・紙加工品産業	83%	食料品製造業、印刷産業、小売業
印刷産業	88%	小売業、行政
トラック運送業・倉庫業	88%	食料品製造業、建設業、小売業
技術サービス産業	71%	行政、建設業

※上位3業種（10%未満及び同業種を除く）。他業種が主要取引先として一番高い場合赤字記載。

<繁忙期の要因>

()は回答企業の業種

1. 問題のある受発注方法の常態化

- ▶ 小売業の「売り切れ = 損失 = メーカーの責任」という考え方が強く、**即時対応が常態化**。
(食料品製造業)
- ▶ 親事業者の働き方改革実施により**年末年始に発注が集中したため、三が日も操業**した。今春の10連休の対応が心配である。(印刷産業)
- ▶ 大手小売店(ホームセンター・ドラッグストア等)は、**各社独自の受発注サイクルが規定**されており、そのタイミングで確実な納品ができないと取引が継続できなくなる。(卸売業)

2. 年末・年度末集中

- ▶ 国は平準化を推進していると言うが、実際は自治体等の発注は年度後半に偏り繁忙期となり、**地域での発注の平準化が必要**。(技術サービス産業)
- ▶ **年末・年度末に竣工する**物件が多い。(建設業)
- ▶ 官公庁から測量・調査・設計等の業務を受注しているが、6月に受注しても**発注者側の工程が不明確**なため、1 1月ぐらいまで業務に取り掛かれない。(技術サービス産業)

3. 短納期受注の発生状況と要因

- 短納期受注は6割の企業で発生（直近1年間）し、紙・紙加工品産業、印刷産業、半導体・半導体製造装置産業、電気・情報通信機器産業で8割超。
- 発生要因として、「納期のしわ寄せ」、「多頻度配送・在庫負担・即日納入」といった課題が挙げられる。

<短納期の発生割合と主要取引先>

業種	短納期の発生割合	短納期の主要取引先 [※]
全体	60%	
建設業	71%	行政
紙・紙加工品産業	88%	<u>食料品製造業</u> 、印刷産業
印刷産業	89%	小売業、行政
鉄鋼業	72%	建設業、機械製造業
素形材産業	71%	<u>機械製造業</u> 、半導体・半導体製造装置産業
半導体・半導体製造装置産業	86%	電気・情報通信機器産業、自動車産業
電気・情報通信機器産業	81%	機械製造業、建設業

※上位3業種（10%未満及び同業種を除く）。
他業種が主要取引先として一番高い場合赤字記載。

<短納期の要因>

()は回答企業の業種

1. 納期のしわ寄せ

- ▶取引先の大企業の時短対応のため、丸投げが増えた。建設業は、工程遅れを下請が取り戻す構造。元請けは休むが下請は責任施行といわれやることが増えた。（建設業）
- ▶顧客満足を優先で取引先の大企業が短納期を受けるため、こちらも短納期にならざるをえない。繁忙期であっても通常期より短い納期依頼が平気である。（素形材産業）
- ▶装置の仕様決めが遅れても納期が変わらない。（半導体・半導体製造装置産業）
- ▶取引先の大企業が残業を減らすために、下請の納期が厳しくなっている。（機械製造業）

2. 受発注方法（多頻度配送・在庫負担・即日納入）

- ▶大手企業がリスクを負わないため、在庫を持たず、数量がある程度決まってから発注。発注後は早期の納品を迫られる。また予測数量が少なかった場合は自社の在庫負担となる。（食料品製造業）
- ▶調剤薬局に一日多数回配送（4～5回）を求められる。配送先への配送コストオンは出来ず、値引き要求が恒常的に求められる。（卸売業）
- ▶前注文なしに必要なものを必要な時をもってこいという商慣習が蔓延しており、取引先もやられているからと、当社に強要してくる（紙・紙加工品産業）

<参考> 働き方改革に関する下請Gメン緊急ヒアリング調査結果（中間報告）

- 2019年1月より、下請Gメンによる働き方改革に関する緊急ヒアリング調査を実施中。
- 親事業者の働き方改革に向けた取組により、下請事業者へしわ寄せが起きている実態を聴取。

【具体的な生声】

- 親事業者の残業時間の制限により、**親事業者内で処理できない仕事が増え、当社に回ってくる。**今後、中小企業でも時間外規制が導入された場合、このような仕事をどこが対応するのだろうか。（自動車産業）
- **親事業者の業務平準化のため、発注数量が予定より大幅に増えても納期（生産計画）を変えてくれず、**残業等のしわ寄せが発生している。（自動車産業）
- **親事業者側の勤務時間管理の厳格化のため、始業時間までに各現場への納入が求められる。**自社の社員の負担が大きくなり苦慮している。（建材・住宅設備産業）
- **親事業者内での業務量削減などの理由に、外注量や短納期発注が増加し、土日対応せざるを得ない状況。**土日対応などのコストが単価に反映されるか心配。（自動車産業）
- 工場が稼働していないときに機械を納入・設置しているが、働き方改革により**親事業者から土日は出勤しないと言われた。**立合者がいないと仕事にならないため今後の対応に苦慮している。（産業機械等産業）

4. 働き方改革関連法施行に向けた今後の対応について

- 繁忙期や短納期発注の発生要因を3つの課題として整理。改善に向けて、各業界を所管する省庁は自主行動計画の改定要請や企業への周知徹底等、具体的な対応策を速やかに策定・実施。
- 業種を跨ぐ課題については、関係省庁（経産省、農水省、国交省、総務省）が連携して、具体的な対応策を速やかに策定・実施。

課題

改善策

① 納期のしわ寄せ

要因・納期のしわ寄せ【短納期】

前工程の遅れが下請企業へのしわ寄せとなっていることを踏まえ、

- **発注計画の明確化**
- **納期の適正な見直し対応等を行う**

主な対象業種
建設業、製造業全般

国土交通省

農林水産省

中小企業庁
経済産業省

② 受発注方法

要因・問題となる受発注方法の常態化【繁忙期】
受発注方法（多頻度配送・在庫負担・即日納入）【短納期】

川下企業からの要望がサプライチェーン全体へ及ぶことを踏まえ、

- **川下企業は取引先に対して過度な対応を求めているか再確認**
- **取引先との協議を通じて適切な納入期日の設定等を行う**

主な対象業種
建設業、製造業全般(食料品製造業等)、小売業、卸売業、紙・紙加工品産業

国土交通省

農林水産省

中小企業庁
経済産業省

③ 官公需発注の特定業界への影響

要因・年末・年度末集中【繁忙期】

年末・年度末の工期設定が繁忙期発生に繋がっている実態を踏まえ、

- **地方自治体レベルでの調達実態を把握**
- **地方自治体等へのより一層の周知の徹底等を行う**

主な対象業種※
技術サービス産業、建設業、行政機関、地方自治体

総務省

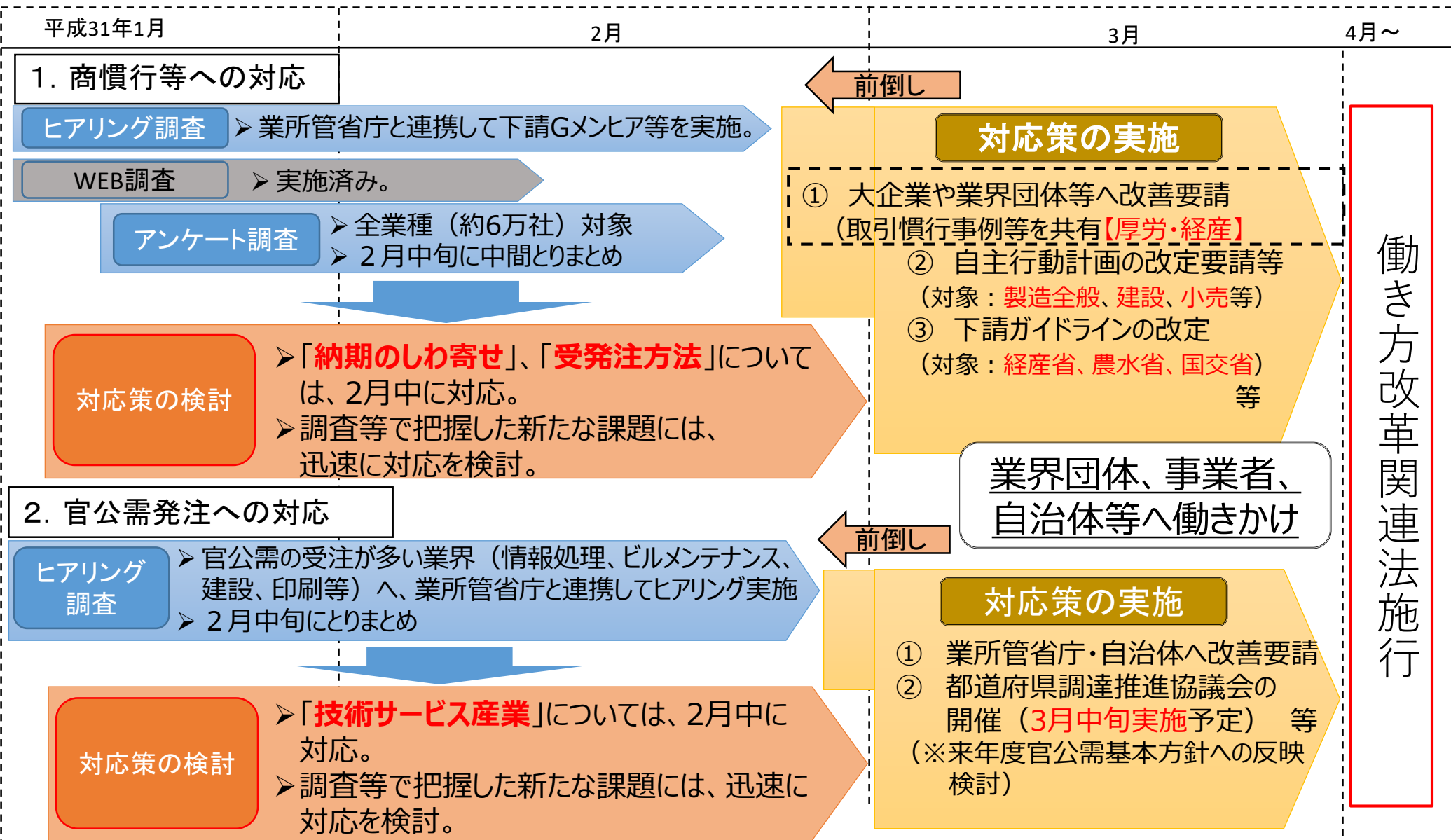
国土交通省

中小企業庁
経済産業省

※ 官公需発注のその他業種（情報処理、ビルメンテナンス、建設、印刷等）については現在業所管省庁と連携してヒアリングを実施中。

5. 働き方改革関連法施行に向けた今後の対応について

- 本調査で把握した課題に対しては、速やかに対応策を検討し、前倒しで対策を実施。



働き方改革関連法施行

※平成31年4月1日以降においても上記の取組を実施し、PDCAサイクルを着実に回していく。